



NEWS RELEASE

平成 21 年 4 月 2 日

新商品「守ってあげたい FS」発売のお知らせ

フコクしんらい生命保険株式会社(社長 大嶋 邦男)は、平成 21 年 4 月 2 日(木)より、「守ってあげたい FS」(低解約返戻金型収入保障保険)を発売いたします。

この商品は、お亡くなりになられた(所定の高度障害状態に該当された)場合、遺族年金(高度障害年金)として所定の金額を毎月お支払いし、ご家族の生活をサポートいたします。

加えて一定期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金を低く設定(70%)することで、割安な保険料を実現し、ご負担の少ない保険料で合理的な保障の設定を可能にいたしました。

当社では今後とも、お客さまのライフスタイルやライフステージにフィットした商品を提供してまいります。

特徴

○月々の生活資金を『所定の期間』カバーします

被保険者が保険期間中に死亡または所定の高度障害状態になられた場合、毎月所定の金額を年金支払満了日まで毎月お支払いします。

○低解約返戻金型ならではの『低廉な保険料』を設定しました

低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定することにより、それを保険料に反映させた商品ですので、割安な保険料設定となっています。

○『リビング・ニーズ特約(2009)』が付加できます

リビング・ニーズ特約(2009)を付加した場合、被保険者の余命が 6 か月以内と判断される場合に特定状態保険金をお支払いいたします。

1. 仕組図と保険料例

低解約返戻金型収入保障保険



- ご契約例
- ご契約年齢：35歳 男性
 - 保険期間・保険料払込期間・年金支払満了日：60歳満了
 - 低解約返戻金期間：保険料払込期間満了日の24時まで
 - 低解約返戻金割合：70% ●最低支払保証期間：5年
 - 年金月額：20万円 ●満期給付金支払特則なし
 - 口座振替月払保険料：7,620円

Point1 お給料の代わりにのように年金をお支払いして、残されたご家族をしっかり保障。

Point2 合理的な保障の設定で、ご負担の少ない保険料を実現。

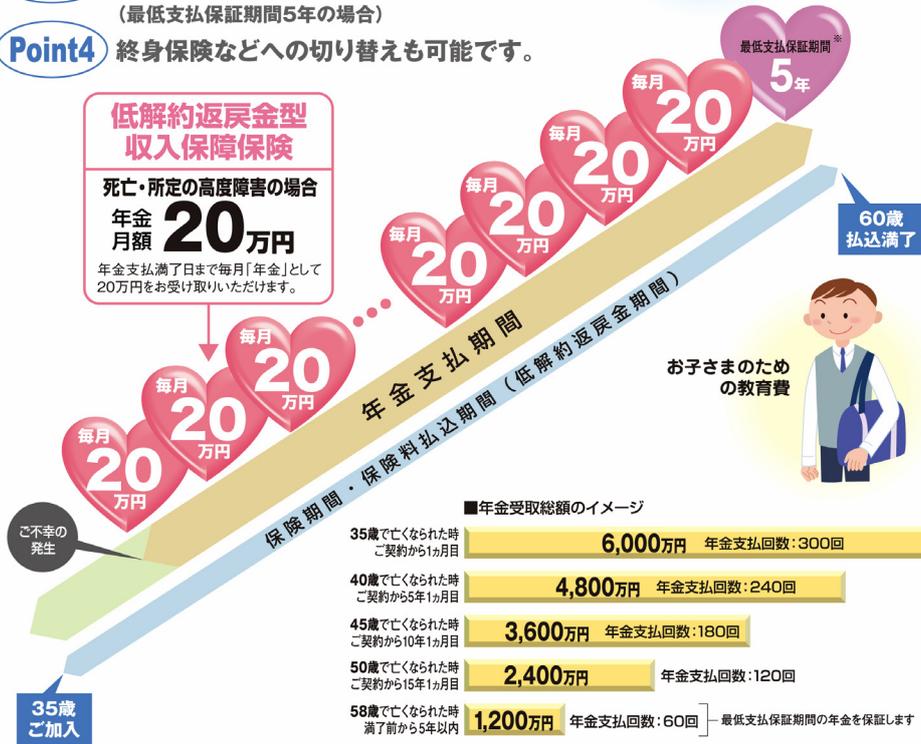
Point3 亡くなられた日が満期の直前であっても最低5年間お支払いします。
(最低支払保証期間5年の場合)

Point4 終身保険などへの切り替えも可能です。



残されたご家族の生活費

※亡くなられた日が保険期間満了日の直前であっても最低5年間年金をお受け取りいただけます。



低解約返戻金型収入保障保険

死亡・所定の高度障害の場合

年金月額 **20万円**

年金支払満了日まで毎月「年金」として20万円をお受け取りいただけます。

■年金受取総額のイメージ

| | | |
|-----------------------------|----------------|-------------|
| 35歳で亡くなられた時 ご契約から1ヵ月目 | 6,000万円 | 年金支払回数：300回 |
| 40歳で亡くなられた時 ご契約から5年1ヵ月目 | 4,800万円 | 年金支払回数：240回 |
| 45歳で亡くなられた時 ご契約から10年1ヵ月目 | 3,600万円 | 年金支払回数：180回 |
| 50歳で亡くなられた時 ご契約から15年1ヵ月目 | 2,400万円 | 年金支払回数：120回 |
| 58歳で亡くなられた時 満了前から5年以内 | 1,200万円 | 年金支払回数：60回 |

最低支払保証期間の年金を保証します

○保険料例

- ・被保険者性別：男性
- ・保険期間・保険料払込期間・年金支払満了日：60歳満了
- ・低解約返戻金期間：保険料払込期間が満了する日の24時まで
- ・低解約返戻金割合：70% ・最低支払保証期間：5年
- ・年金月額：20万円 ・保険料払込方法：口座振替月払
- ・満期給付金支払特則：満期給付倍率5倍(100万円)

| 契約年齢 | 満期給付金支払特則 | |
|------|-----------|---------------|
| | あり | なし |
| 30歳 | 9,420円 | 7,120円 |
| 35歳 | 10,500円 | 7,620円(上記仕組図) |
| 40歳 | 11,960円 | 8,180円 |

2. 保障内容

(1) 年金・給付金のお支払いについて

| お支払いする 年金・給付金 | お支払いする場合 | お支払額 |
|---------------------------------|--|-------------------------------|
| 遺族年金 | 被保険者が保険期間中に死亡されたとき | 年金月額 (年金支払満了日まで 毎月お支払い) |
| 高度障害年金 | 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき | |
| 満期給付金 (満期給付金支払特則を 付加した場合) | 被保険者が保険期間満了時に生存されているとき ただし、高度障害年金の支払事由が生じている場合を除く | 年金月額 × 満期給付倍率 |

●遺族年金、高度障害年金は重複してのお支払いはいたしません。

(2) 保険料の払込免除について

| 保険料の払込免除となる場合 | 保険料の払込免除の内容 |
|--|---------------------------|
| 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態になられたとき | 以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料払込を免除 |

以上